

成年年齢引下げに係る法改正について

松澤幸太郎

はじめに

1. 成年年齢等の設定の歴史
 2. 世界の成年年齢
 3. 成年年齢引下げに係る法改正の経緯
 4. 成年年齢引下げに係る法改正の概要
 5. 成年年齢引下げの影響・効果と生じる可能性のある問題の例とそれに対する対応・対策
 6. 若干の検討
- おわりに－国家と成人

はじめに

2018（平成30）年6月13日、第196回国会において、成年年齢引下げにかかる民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）（以下「改正法」という。）が成立し、2018年6月20日に公布された。改正法は2022（平成34）年（仮）4月1日から施行される。

本稿では、本件に係る歴史的経緯、世界の状況、法改正の概要、影響・効果及び本件から生じる状況およびそれに対する制度的対応等を概観し、若干の検討を行う¹。

1. 成年年齢等の設定の歴史

（1）太政官布告第41号

1876（明治9）年4月1日に公布された、近代日本史上はじめて成年年齢を定めた太政官布告第41号^{2,3}は、次のとおりであった。

「自今満式拾年ヲ以テ丁年ト相定候條此旨布告候事」

当該布告の制定は、1875（明治8）年11月24日、内務卿大久保利通から太政大臣三条実美宛に、「成年丁度之儀伺」において、成年に係る布告はなく、称徳天皇天平宝字元年詔や令儀解戸令、フランス民法、徴兵令を参照しても、何歳が成年であるかはっきりしないので、早急に決めていただきたいとの照会がされたことが端緒とされている。

これを受け1875（明治8）年12月10日法制局は、以下のとおり、審議を元老院に求めた。

「丁年ノ制一定仰出サレズ候テハ官民共不都合少カラス今マ各国ノ異同ヲ攷案スルニ別表ノ通ニ有之候然ルニ凡ソ人民ノ生長ト才識ノ開発トハ各地ノ気候ト人種トニ因テ其遅速早晚ヲ同セス故ニ幼丁ヲ別ツ早ニ過ル時ハ人ノ子ヲ賊フノ患アリ晩ニ過グル時ハ其人ノ独立ト勉強トヲ妨害シ保護ノ道却テ束縛ノ具トナル

1 今次法改正に伴い、少年法における「少年」の年齢を18歳未満とすること等に関する議論が法制審議会少年法・刑法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会で行われている（http://www.moj.go.jp/shingil/housei02_00296.html）。この点に関する解説として木崎峻輔「成人年齢の引き下げに伴う刑事手続の変化」月刊高校教育51巻9号96頁（2018）；同「成人年齢引下げに伴う少年法の適用対象年齢引下げについて」筑波法政第77号1頁（2019）。

2 1876（明治9）年法令全書第36頁（<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/787956>）。

3 本文で記述する当該布告の制定経緯並びに旧民法制定以前の、大宝令における規定ぶり、元服の制度、江戸時代の慣習に関して、本改正法に係る審議を行った、法制審議会民法成年年齢部会の第1回会議配付資料4「旧民法制定以前の成年年齢について（沿革）」（<http://www.moj.go.jp/content/000012405.pdf>）。

今大宝令二十一為丁ト云ニ基キ滿二十歳以上ヲ以テ丁年ト定メ候テ可然哉⁴

1876 (明治9) 年1月14日元老院で本件に関する議事があり、そこでは「各国ノ制モ各異動アリテ一定セサル故ニ凡ソ廿年ト定メントセルナラン然ルニ人生年齢何年ニ至レハ普通ノ公権ヲ有シ普通ノ義務ヲ負担セシメテ何程ノ権利ヲ与ヘテ至当ナルヤヲ先ツ考定セサルヘカラス然シテ後其年度ヲ制定スル当然ナリ」という意見もあったが、「先ツ一般ノ制ヲ定メサルヘカラス是レ内務省ノ此伺アル所以ナリ」「皇朝ノ古ヘ中男ノ制アリ是租税ニテハ如此他ノ雜事ハ如此ト云ヘル制ヲ設ケテ事ノ遅速ニヨリ丁男ト中男トヲ分ケタリト見ユ今ヤ各国ノ制度ヲモ酌量シ滿二十年ヲ以テ丁年トスルナレハ先ツ此制ヲ定メ後中男ノ制ヲモ定ルカタ可然ナリ」との意見があり、議案どおり20歳を丁年とすることが可決され、1876 (明治9) 年4月1日に布告第41号として公布された。

(2) 旧 (明治23年) 民法第3条

1890 (明治23) 年のいわゆる旧民法第3条は、「私権ノ行使ニ関スル成年ハ滿二十年トス但法律ニ特別ノ規定アルトキハ此限ニ在ラス」と規定していた。当該旧民法は施行されず、その後1896 (明治29) 年に制定された民法第3条は、「滿二十年ヲ以テ成年トス」と規定し、2004 (平成16) 年現代語化された民法の第4条は「年齢二十歳をもって、成年とする。」とした。

旧民法において成年年齢が20歳と規定された理由に関し法制審議会民法成年年齢部会第1回会議の配付資料⁵は「民法の成年年齢が20歳と定められた理由については、必ずしも明らかではないものの、旧民法制定当時の日本人の平均寿命や精神的な成熟度などを総合考慮したものであるといわれている^{6,7}。

(3) 婚姻年齢

成年年齢に関連して婚姻年齢につき1890 (明治23) 年のいわゆる旧民法第30条は「男ハ滿十七年女ハ滿十五年ニ至ラサレハ婚姻ヲ為スコトヲ得ス」と規定していた⁸。その後1896 (明治29) 年に制定された民法

4 このとき添付された別表「各国丁年制度異同表」には、以下のとおり、各国の成年年齢が記載されていたとされる。

フランス、ロシア、イタリア、アメリカ21年

オーストリア、ポルトガル24歳

イギリス22歳

オランダ23歳

5 <http://www.moj.go.jp/content/000012404.pdf>。本資料においては、本文記載の後「基本書における記載」として、以下を引用している。

○谷口知平 = 石田喜久夫編『新版注釈民法 (1) 総則 (1) (改訂版)』294頁以下 (高梨公之・高梨俊一) (2002)

○米倉明『民法講義総則 (1)』108-109頁 (1984)

○永田菊四郎『新民法要義 第1巻総則』94頁以下 (1965)

また同資料は、上記の記載に続けて、民法制定時の文献の記載として、以下を引用している。

○「民法草案人事編」の理由書

○法典調査会 (旧民法の修正を目的とする委員会) における議論

○梅謙次郎『民法原理 総則編 卷之一』66頁 (1903)

なお法制審議会民法成年年齢部会第1回会議配付資料4「旧民法制定以前の成年年齢について (沿革)」は、『全國民事慣例類集 (司法省蔵版)』317頁 (1870) 以下を引用しつつ、江戸時代の慣習に関し「(同書は) 多数の地方の異なる慣習を挙げているが、その例は、13歳、16歳、17歳、18,9歳、20歳、22,3歳、または婚姻の時をもって成年とするなど様々であった。」としている。

6 なお皇室に関し旧皇室典範第13条は、天皇及び皇太子・皇太孫は、滿18年を以て成年とし、同第14条は、その他の皇族は、滿20年を以て成年とする旨規定していた。現行の皇室典範第22条は、天皇、皇太子及び皇太孫の成年は、18年とする旨規定している。

7 明治初年以降の成年に関する法制度の変遷に関し、広井多鶴子「<成年>と<未成年>のはじまり - 滿20歳という年齢」文部省科学研究費報告書『近代日本における親と子の制度化過程』(2001年3月) 収録。また我が国における成年年齢及び婚姻適齢の制度の発展に関し永田菊四郎「民法第三条について」日本法学第19巻5号1頁 (1954)；高木侃「民法第三条について - その成立経過 -」関東短期大学紀要第23集83頁 (1978)；同「民法典は教科書にあらざり」関東短期大学紀要第44集15頁 (1999)；高梨俊一「20歳成年制の起源」日本大学司法研究所紀要第13巻61頁 (2001)；高木侃「20歳成人について - 18歳成年論議の前提として -」専修大学法学研究所報第38号1頁 (2009)。

8 なお本旧民法は、婚姻に関し、以下のとおり、本人以外による承諾に関し規定していた。

第765条も同様に「男ハ満十七年女ハ満十五年ニ至ラサレハ婚姻ヲ為スコトヲ得ス」としていた^{9,10}。

1947（昭和22）年12月22日法律第222号の民法の一部を改正する法律¹¹で同条は、民法第731条「男は、18歳に、女は、16歳にならなければ、婚姻をすることができない。」とされた^{12,13}。

なお1996（平成8）年2月法制審議会は、婚姻適齢について、肉体的成熟度よりも社会的・経済的成熟度を重視するべきとして、男女とも満18歳とするべきとする「民法の一部を改正する法律案要綱」を総会

第三十八条 子ハ父母ノ許諾ヲ受クルニ非サレハ婚姻ヲ為スコトヲ得ス

父母ノ一方カ死亡シ又ハ其意思ヲ表スル能ハサルトキハ他ノ一方ノ許諾ヲ以テ足ル

継父又ハ継母アル場合ニ於テ其配偶者タル母又ハ父ノ死亡シ又ハ其意思ヲ表スル能ハサルトキハ継父又ハ継母ノ許諾ヲ受ク可シ其許諾ニ付テハ第九章第三節ノ規定ヲ適用ス

第三十九条 父母共ニ死亡シ又ハ其意思ヲ表スル能ハサルトキハ其家ノ祖父母ノ許諾ヲ受ク可シ 祖父母ノ一方カ死亡シ又ハ其意思ヲ表スル能ハサルトキハ他ノ一方ノ許諾ヲ以テ足ル

第四十条 父母、祖父母悉ク死亡シ又ハ其意思ヲ表スル能ハサルトキハ満二十年ニ至ラサル者ニ限り後見人ノ許諾ヲ受ク可シ

第四十一条 父母ノ知レサル子ハ二十年未満ニ限り後見人ノ許諾ヲ受ク可シ

第四十二条 育児院ニ在リテ父母ノ知レサル子ノ婚姻ハ二十年未満ニ限り院長ノ許諾ヲ受ク可シ

9 この点に関し梅謙次郎『民法要義・卷之4』89頁（和仏法律学校 1902）（<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/792147>）は概要次を述べている。

「本條ニ於テハ先ツ婚姻ノ年齢ヲ定メタリ。蓋シ民法施行前ニ在リテハ之ニ付キ何等ノ規定ナキカ故ニ如何ナル幼者ト雖モ戸籍上ノ夫ト為リ又ハ妻ト為ルコトヲ得ヘカリシト雖モ其不當ナルコトハ世人ノ一般ニ認ムル所ナリ。而シテ従来ハ12,3歳ノ童男女ニシテ事實上ノ婚姻ヲ為スコト敢テ稀ナリトセサリシカ如シト雖モ早婚ノ弊ハ夙ニ識者ノ認ムル所ニシテ人種改良ノ為メニモ又風俗ノ為ニモ到底之ヲ禁セサルコトヲ得ス。而シテ政府ハ夙ニ醫科大學ヲシテ之カ調査ヲ為サシメ醫科大學ハ本邦及ヒ外國ニ於ケル種種ノ統計ト學者ノ意見トヲ参照シ詳密ナル研究ヲ為シタル後、我邦現今ノ状態ニ在リテハ男ハ満17年女ハ満15年ヲ以テ婚姻ノ最低年齢トスルヲ適當ナリト云ヘリ。舊法典既ニ此説ヲ採用シ新民法ニ於テモ亦之ヲ採用セリ。」（注：読みやすさの観点等から、筆者にて句読点を補った。）

10 なお戦後の改正の前の民法は、婚姻に関し、以下のとおり、本人以外による承諾に関し規定していた。

第七百七十二条 子カ婚姻ヲ為スニハ其家ニ在ル父母ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス 但男カ満三十年女カ満二十五年ニ達シタル後ハ此限ニ在ラス

父母ノ一方カ知レサルトキ、死亡シタルトキ、家ヲ去リタルトキ又ハ其意思ヲ表示スルコト能ハサルトキハ他ノ一方ノ同意ノミヲ以テ足ル

父母共ニ知レサルトキ、死亡シタルトキ、家ヲ去リタルトキ又ハ其意思ヲ表示スルコト能ハサルトキハ未成年者ハ其後見人及ヒ親族会ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

第七百七十三条 継父母又ハ嫡母カ子ノ婚姻ニ同意セサルトキハ子ハ親族会ノ同意ヲ得テ婚姻ヲ為スコトヲ得

第七百七十四条 禁治産者カ婚姻ヲ為スニハ其後見人ノ同意ヲ得ルコトヲ要セス

11 https://www.digital.archives.go.jp/DAS/meta/Detail_F0000000000000102841。

12 当該改正において婚姻適齢が男女各1歳ずつ引き上げられたのには、次の背景があったとされている。

①新憲法下における婚姻の自由を貫くとすれば、何人の同意も不要とすることが理論上相当であり、婚姻適齢を上げて未成年者の婚姻についても同意を不要とする考え方や婚姻適齢を成年年齢である20歳にまで上げて同意を不要とする考え方があったこと。

②婚姻の平均年齢は男女とも20歳を超えているが、農漁村等では20歳未満で結婚する者が相当存在するのに、こうした実態を無視して婚姻適齢を高くすると、かえって届出をしない内縁関係が多くなるおそれがあると考えられたこと。

③未成年者が婚姻をしたときは成年に達したものとみなすという婚姻による成年擬制の規定を置くが、婚姻には相当の経済的能力を必要とするものである以上、余り年少の夫婦ができることは望ましくないと考えられたこと。

④外国とりわけアメリカでは、婚姻適齢を男18歳、女16歳とする国（州）が少なからずあったこと。

永井紀昭「婚姻適齢及び待婚期間に関する覚書（上）」『戸籍』486号8-9頁（1984）；法務省民事局参事官室『婚姻制度等に関する民法改正要綱試案及び試案の説明』9頁（1994）；松川正毅・窪田充見編「新基本コンメンタール親族」『別冊法学セミナー』第240号23頁（2015.12）。

13 現行の民法は、婚姻に関し、以下のとおり、本人以外による承諾に関し規定している。

（未成年者の婚姻についての父母の同意）

第737条 未成年の子が婚姻をするには、父母の同意を得なければならない。

2 父母の一方が同意しないときは、他の一方の同意だけで足りる。父母の一方が知れないとき、死亡したとき、又はその意思を表示することができないときも、同様とする。

（成年被後見人の婚姻）

第738条 成年被後見人が婚姻をするには、その成年被後見人の同意を要しない。

また民法第753条は「未成年者が婚姻をしたときは、これによって成年に達したものとみなす」と、婚姻による成年擬制を規定している。

で決定し法務大臣に答申している^{14,15}。

2. 世界の成年年齢

諸外国の成年年齢等の概要は以下の通りとされている¹⁶。

-
- 14 当該答申では、次の理由により、女性の婚姻適齢を2歳引き上げて、婚姻適齢を男女18歳とすることが適当とした。
- ①社会生活が複雑化・高度化した現時点でみれば、婚姻適齢は、男女の社会的・経済的成熟度に重きを置いて定めるのが相当と考えられ、この観点からすれば男女の間に有意な差は存しない。
 - ②高校教育が事実上義務教育化されている社会の実態からすると、高校卒程度の年齢をもって婚姻適齢とするのが相当と考えられる。
- 小池信行「『民法の一部を改正する法律案要綱』の概要」法律のひろば第49巻6号5-6頁(1996)。
- 15 http://www.moj.go.jp/shingil/shingi_960226-1.html。なお以上の経緯に関し国立国会図書館調査及び立法考査局『主要国の各種法定年齢－選挙権年齢・成人年齢引下げの経緯を中心に－』6頁以下(2008) (http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000896_po_200806.pdf?contentNo=1&alternativeNo=)。
- 16 内田亜也子(法務委員会調査室)「民法の成年年齢引下げの意義と課題－未来を担う若年者の自立への期待と新たな支援対策の必要性－」立法と調査67頁(参議院常任委員会調査室・特別調査室)395号(2017年12月) (http://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/2017pdf/20171201064.pdf)。本文表に付記されている(1)～(26)までの注釈は以下の通り。
- (1) 国民投票年齢の欄で「-」と書かれている国は、国政レベルでの国民投票が行われていないことを表す。
 - (2) 飲酒・喫煙については、学校や公共の場など、場所により異なる年齢規制がなされている場合がある。
 - (3) 店内飲酒及び販売店購入の欄で「16 [18]」と書かれている国では、ビール・ワインは16歳、蒸留酒は18歳と酒の種類により異なる年齢規制がなされていることを表す。
 - (4) 「国民投票法の一部を改正する法律」が2014(平成26)年6月20日に公布・施行され、国民投票年齢は、法施行の4年後(2018(平成30)年6月21日)から自動的に18歳以上とすることとなった。
 - (5) アメリカの私法上の成年年齢は45州で18歳、2州で19歳、3州で21歳となっている。
 - (6) 州によって異なる。
 - (7) 州によって異なり、婚姻適齢の規制のない州もある。
 - (8) 37州とコロンビア特別区が18歳未満、10州が17歳未満、3州が16歳未満である。また、一定の重大犯罪を犯した少年(年齢や犯罪の種類等は州により異なる)は、成人と同様の刑事手続の対象となる。
 - (9) スコットランドでは16歳、他は18歳となっている。
 - (10) ただし、配偶者の一方の子を養子とする場合、もう一方の配偶者が21歳以上で子の実親が18歳以上であれば可。
 - (11) ただし、18歳未満の場合には親の同意が必要。
 - (12) イングランド及びウェールズにおいて、刑事手続上少年として扱われなくなる年齢は18歳である(1933年児童及び若年者法)。
 - (13) 2年以上婚姻状態にある者又は配偶者のうちの一方が28歳以上である場合は、養子をとることができる。配偶者の子を養子とする場合は、年齢要件は課されない。養親子間の年齢差は、養子が配偶者の子である場合は10歳以上、そうでない場合は15歳以上でなければならない。
 - (14) 年齢要件は養子縁組の形態によって異なる。①未婚者が養子縁組をする場合は25歳以上、②夫婦が養子縁組をする場合は夫婦の一方が25歳以上、他方が21歳以上、③養子が配偶者の子である場合は、21歳以上(当該配偶者は21歳未満でも可)である必要がある。
 - (15) ドイツは2017年に18歳未満の結婚を原則禁じる民法改正を行った。
 - (16) 刑事手続において少年として扱われなくなる年齢は18歳である(少年裁判所法)。ただし、18歳以上21歳未満の者についても、一定の要件の下、少年裁判所法が適用される場合がある。
 - (17) ただし、養親子間で18歳以上の年齢差が必要。
 - (18) ただし、18歳未満は裁判所の許可が必要。
 - (19) イタリアの選挙年齢は、下院議員選挙の場合18歳以上、上院議員選挙の場合25歳以上となっている。
 - (20) カナダの私法上の成年年齢は、6州で18歳、4州及び3準州で19歳となっている。
 - (21) オンタリオ州では18歳以上を原則とするが、18歳未満でも裁判所の許可があれば認められる。
 - (22) カナダ連邦法の民事婚姻法は婚姻適齢を16歳と規定。オンタリオ州では18歳未満は両親の同意が必要。
 - (23) ただし、養親子間で一定以上(通常16歳以上)の年齢差が必要(年齢差は裁判所の判断で短縮可能)。
 - (24) 16歳、17歳の未成年であっても、自己の労働収入で生活を維持している者は成人と同視され、完全な行為能力が認められている。
 - (25) 韓国における成年年齢・養親年齢は、2011年の民法改正により20歳から19歳に引き下げられた。
 - (26) 韓国における飲酒・喫煙は19歳になる年の1月1日から認められる。

	私法上の 成年年齢	養親となれる 者の年齢	婚姻適齢		選挙 年齢	国民投票 年齢 ⁽¹⁾	刑事手続で 少年として 扱われなく なる年齢	飲酒 ⁽²⁾		喫煙 ⁽²⁾ (たばこ 購入)
			男	女				店内 飲酒 ⁽³⁾	販売店 購入 ⁽³⁾	
日本	20	20	18	16	18	18 ⁽⁴⁾	20	20	20	
アメリカ	18 ⁽⁵⁾	18—25 ⁽⁶⁾	18 ⁽⁷⁾		18	-	18 ⁽⁸⁾	21	18	
イギリス	18 ⁽⁹⁾	21 ⁽¹⁰⁾	16 ⁽¹¹⁾		18	18	18 ⁽¹²⁾	18	18	
フランス	18	28 ⁽¹³⁾	18		18	18	18	16[18]	16	
ドイツ	18	25 ⁽¹⁴⁾	18 ⁽¹⁵⁾		18	-	18[21] ⁽¹⁶⁾	16[18]	18	
イタリア	18	制限なし ⁽¹⁷⁾	16 ⁽¹⁸⁾		18[25] ⁽¹⁹⁾	18	18	16	16	
カナダ	18 ⁽²⁰⁾	18 ⁽²¹⁾	16 ⁽²²⁾		18	18	18	19	19	
ロシア	18	制限なし ⁽²³⁾	18		18	18	18	18	18	
中国	18 ⁽²⁴⁾	30	22	20	18	-	18	18	18	
韓国	19 ⁽²⁵⁾	19 ⁽²⁵⁾	18		19	19	19	19 ⁽²⁶⁾	19 ⁽²⁶⁾	

なお婚姻適齢に関し、女性差別撤廃条約¹⁷第16条第2項は、児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しない旨規定し、当該規定に関し女子差別撤廃条約一般勧告第21号（1994）¹⁸は、概要次の点を述べている。「条約第16条2及び児童の権利条約の規定は、締約国が成年に達していない者の間の婚姻を承認もしくは有効とすることを禁じている。（中略）委員会は、婚姻最低年齢は男女ともに18歳とすべきであると考えらる。」

「婚姻が締結されるとき、男女は重要な責任を引き受ける。従って、男女が完全な成熟度及び行為能力を取得するまで、婚姻は認められるべきではない。世界保健機関によれば、未成年者、特に少女が婚姻し子を持つことは、その健康に悪影響を及ぼし、教育は妨げられる。その結果として、女性の経済的自立が制限される。」

「このことは、女性の人格に影響を与えるばかりではなく、女性の技術の発展及び自立を制限し、雇用へのアクセスが困難になる。それにより、女性の家族及び共同体に悪影響を及ぼす。」

「女性と男性の間で異なる婚姻最低年齢を設定する国がある。かかる規定は、女性の知的発達の間合いが男性とは異なり、もしくは、婚姻に際して女性の身体的及び知的発達の段階は無関係であるという誤った前提にたつものであるから、廃止されるべきである。」

「国によっては、少女の婚約もしくは少女に代わり家族構成員が婚姻を保証することが行なわれている。かかる措置は条約ばかりでなく、自由に配偶者を選択する女性の権利に反する。」

この点に関連して、2016年3月7日に発出された第7回及び第8回報告に対する女子差別撤廃委員会最終見解は、女性と男性にそれぞれ16歳と18歳の異なった婚姻適齢を定めているように、民法が差別的な規定を保持していることに対する懸念を表明している¹⁹。

また子どもの権利に関する条約²⁰第1条における子どもの定義等に関連して、児童の権利に関する委員会は、日本に対し、1998年6月に発出した「条約第44条の下での締約国により提出された報告の審査（児童の権利に関する委員会の最終見解）」以来、男児（18歳）とは異なる女児の婚姻最低年齢（16歳）を規定している民法の条項に対して懸念を表明して来ている²¹。これに対して日本政府は²²、2018年11月に発出

17 Cf. <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/josi/index.html>.

18 女子差別撤廃委員会による一般勧告（内閣府仮訳）所収（http://www.gender.go.jp/international/int_kaigi/int_teppai/pdf/kankoku1-25.pdf）。

19 女子差別撤廃委員会「日本の第7回及び第8回合同定期報告に関する最終見解」4頁（http://www.gender.go.jp/international/int_kaigi/int_teppai/pdf/CO7-8_j.pdf）。

20 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/index.html>。

21 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/9806/index.html>; https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/0402/pdfs/0402_j.pdf; https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/pdfs/1006_kj03_kenkai.pdf。

22 この点に関連して本文紹介以前に提出した報告書において日本政府は、概要次を述べている。

<2001（平成13）年11月日本政府第2回報告パラグラフ86>（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/0111/index.html>）

「婚姻に関して、我が国では、男は満18歳に、女は満16歳にならないとすれば、婚姻をすることができないものとされている（民法第731条）。

した「第4回・第5回の日本政府報告に関する質問事項」に対する「日本政府報告」において「政府は、2018年3月、民法の成年年齢を18歳に引き下げるとともに、婚姻開始年齢を男女とも18歳とすること等を内容とする法律案を国会に提出し、同法案は、同年6月に成立した。(2022年4月施行予定)」と報告している^{23, 24}。

3. 成年年齢引下げに係る法改正の経緯

(1) 民法成年年齢部会報告まで

2007(平成19)年5月、国民投票法が成立した。同法第3条は、憲法改正のための国民投票の投票権年齢を満18歳以上とし、また同法附則第3条は、国が、この法律が施行されるまでの間に、年齢満18年以上満20年未満の者が国政選挙に参加することができること等となるよう、選挙権を有する者の年齢を定める公職選挙法及び、成年年齢を定める、民法その他の法令の規定について検討を加え必要な法制上の措置を講ずるとし、年齢満18歳以上満20歳未満の者が国政選挙に参加することができること等ができるまでの間は、国民投票の投票権年齢を満20歳以上とした。

2008(平成20)年2月法務大臣は、若年者の精神的成熟度及び若年者の保護の在り方の観点から、民法の定める成年年齢を引き下げるべきか否か等について法制審議会に諮問し²⁵、同審議会民法成年年齢部会は、2008年3月11日から2009(平成21)年7月29日までに合計15回、本件諮問に関する調査・審議を行い、2009(平成21)年9月17日開催の法制審議会第159回会議に『民法の成年年齢の引下げについての最終報告書』(以下「成年年齢引下げ最終報告書」)を提出した²⁶。

当該報告書は、民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げるとは、①民法上、契約年齢及び親権の対象となる年齢を18歳に引き下げると同時に、②一般国民の意識の上でも、20歳までを子どもとしてきた現在の扱いを変え18歳をもって「大人」として扱うことを意味する、とした²⁷。

またこの点に関し同報告書は、まとめとして次の点を述べている。

「民法の成年年齢の引下げは、若年者を将来の国づくりの中心にしていくという、国としての強い決意を

このように、婚姻適齢に男女の差異を設けることは、条約第2条の規定に抵触するものではない。

すなわち、婚姻は、社会の基礎的単位である家族を新たに形成する行為であるから、ある程度の成熟に達していない者には認めるべきでなく、それゆえ、法律は、婚姻に必要な成熟に達していないおそれのある若年者の婚姻を一律に禁止している。しかし、男女の間には、肉体的・精神的側面において、婚姻に必要な成熟に達する年齢に差異がある。婚姻適齢の差異は、このような男女の肉体的・精神的側面の差異に対応したものであって、合理性があるから、条約第2条には抵触しない。」

<2008(平成20)年11月日本政府第3回報告パラグラフ139> (https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/pdfs/0804_kj03.pdf)
「男の婚姻年齢を18歳、女の婚姻年齢を16歳とする民法第731条の規定は、婚姻により成立する家族が社会の基礎的構成単位であり、肉体的及び精神的な能力を未だ備えない年少者については婚姻を認めないという趣旨で設けられたものである。肉体的及び精神的な発育において男女間に差があることは一般的に認められているところであり、この差異を考慮して男女の婚姻年齢に差異を設けたものであって、合理的な理由に基づくものである。しかし、上記の婚姻制度の在り方については、これをめぐる社会の状況に変化があれば、その変化に応じて制度を見直していく必要があることはいうまでもない。こうした観点から、1996年2月に法務大臣の諮問機関である法制審議会が、男女の婚姻年齢を共に18歳とすることなどを内容とする民法改正案の要綱を答申している。この民法改正の問題については、婚姻制度や家族の在り方と関連する重要な問題であり、国民各層や関係各方面で様々な意見があることから、現在、国民の意見の動向を注視している状況にある。」

23 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000430028.pdf> (para.130)。

24 この点に関し日本学術会議法学会委員会ジェンダー法分科会・社会学委員会複合領域ジェンダー分科会・社会学委員会ジェンダー研究分科会・史学委員会歴史学とジェンダーに関する分科会「提言 男女共同参画社会の形成に向けた民法改正」12頁(2014(平成26)年6月23日)(<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-22-t193-5.pdf>)。

25 法制審議会第155回会議(平成20年2月13日開催) 配付資料9諮問第84号(http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi2_080213-0.html)。

26 http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi2_090917-1.html。

27 7頁。なおこの点に関し、人が権利能力を等しく持つことを定める民法第3条は、奴隷制を廃止して平等を確立するに至った人類の歴史と思想的関連性があり、民法第4条は、一定の成年年齢に達することで、法的に独立して行動できる市民社会のフルメンバーシップを与える意義があるとの指摘がある。水野紀子「民法における成年年齢」青少年問題第64号18頁(2017)。

示すことにつながる。また、18歳に達した者が、自ら就労して得た金銭などを、法律上も自らの判断で費消することができるようになるなど社会・経済的に独立した主体として位置づけられるといった点で、有意義であるといえることができる。」

「国民投票年齢が18歳と定められたことに伴い、選挙年齢が18歳に引き下げられることになるのであれば、18歳、19歳の者が政治に参加しているという意識を責任感をもって実感できるようにするためにも、取引の場面など私法の領域においても、自己の判断と責任において自立した活動を行うことができるよう、特段の弊害のない限り、民法の成年年齢を18歳に引き下げることが適当である。」²⁸

（2）法制審議会の答申

当該報告書を受けて法制審議会は第160回会議で法務大臣への答申を採択し、直ちに答申した。当該法制審議会答申の概要は以下のとおりとされている²⁹。

- 国民投票年齢が18歳と定められたことに伴い、選挙年齢が18歳に引き下げられることになるのであれば、18歳、19歳の者が政治に参加しているという意識を責任感をもって実感できるようにするためにも、取引の場面など私法の領域においても自己の判断と責任において自立した活動を行うことができるよう、特段の弊害のない限り、民法が定める成年年齢を18歳に引き下げることが適当である。
- ただし、現時点で引下げを行うと、消費者被害の拡大など様々な問題が生ずるおそれがあるため、引下げの法整備を行うには、若年者の自立を促すような施策や消費者被害の拡大のおそれ等の問題点の解決に資する施策が実現されることが必要である。
- 民法の定める成年年齢を18歳に引き下げる法整備を行う具体的時期については、関係施策の効果等の若年者を中心とする国民への浸透の程度やそれについての国民の意識を踏まえた、国会の判断に委ねるのが相当である。

（3）法制審議会の答申後

2010（平成22）年5月国民投票法が施行され、2014（平成26）年6月国民投票法が改正された。当該改正法附則第2項は、国民投票の投票権を有する者の年齢について、同法施行後4年を経過するまでの間は満20歳以上、その後は満18歳以上とし、また同附則第3項は、「国は、この法律の施行後速やかに、年齢満18年以上満20年未満の者が国政選挙に参加することができること等となるよう、国民投票の投票権を有する者の年齢と選挙権を有する者の年齢との均衡等を勘案し、公職選挙法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする」とした。

2015（平成27）年6月公職選挙法が改正された。当該改正法は、選挙権年齢を満18歳以上とし、また同法附則第11条は、国は、国民投票の投票権を有する者の年齢及び選挙権を有する者の年齢が満18年以上とされたことを踏まえ、民法等に関し、必要な法制上の措置を講ずるとした。その後2016（平成28）年7月の参議院議員通常選挙では、初めて18歳の有権者に投票を認めた選挙が実施された。

2018（平成30）年3月13日政府は、成年年齢引き下げに係る改正を含む、民法の一部を改正する法律案を閣議決定³⁰し、同日第196回国会に提出した。同年6月13日国会は同案を可決し³¹、同月20日法律第59号として公布した³²。同法附則第1条は、2022（平成34）年4月1日を施行日とした。

28 12頁。

29 [http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kenpou.nsf/html/kenpou/120223houmu-siryou.pdf/\\$File/120223houmu-siryou.pdf](http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kenpou.nsf/html/kenpou/120223houmu-siryou.pdf/$File/120223houmu-siryou.pdf); https://www.cao.go.jp/consumer/history/04/kabusoshiki/seinen/doc/160920_shiryou1.pdf; <http://search.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000150591>。

30 <https://www.kantei.go.jp/jp/content/300313gijiroku.pdf>。

31 国会における主な質疑に関し、成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議第2回会合（2018（平成30）年9月3日）資料1「成年年齢引下げに関連する国会における主な質疑（要約）」参照（<http://www.moj.go.jp/content/001268549.pdf>）。

32 同日官報号外第132号に掲載された。

4. 成年年齢引下げに係る法改正の概要

（1）提案理由及び要綱等

国会提出時本件法律案の提案理由は「社会経済情勢の変化に鑑み、成年となる年齢及び女の婚姻適齢をそれぞれ十八歳とする等の措置を講ずる必要がある。」とされている³³。また、法案に付された要綱では、次の点が述べられている。

第一に成年年齢に関し本要綱は、年齢18歳をもって、成年とするものとする（第4条関係）とし、第二に婚姻適齢に関し、婚姻は、18歳にならなければ、することができないものとする（第731条関係）としている。さらに第三に養親となる者の年齢に関し本要綱は、20歳に達した者は、養子をするすることができるものとする（第792条関係）こと等としている。

以上のほか当該要綱は、本法律の施行に伴い関係法律の規定を整備する旨を述べている。

なお上記の第二の婚姻適齢の変更の関連で本法は、未成年者が婚姻する際に父母の同意を求める民法第737条や、婚姻により未成年者を成年に達した者とする成年擬制にかかる民法第753条を削除する民法改正も行っている。

（2）本法律改正に係る Q&A

本法律改正に係る Q&A として法務省は、概要次の内容を Web に掲載している³⁴。

（ア）どうして民法の成年年齢を18歳に引き下げるのか

我が国における成年年齢は、1876（明治9）年以来、20歳とされているが、近年、憲法改正国民投票の投票権年齢や、公職選挙法の選挙権年齢などが18歳と定められ、国政上の重要な事項の判断に関して、18歳、19歳の者を大人として扱うという政策が進められてきた。こうした政策を踏まえ、市民生活に関する基本法である民法においても、18歳以上の者を大人として取り扱うのが適当ではないかという議論がされるようになった。世界的にも、成年年齢を18歳とするのが主流。成年年齢を18歳に引き下げることは、18歳、19歳の若者の自己決定権を尊重するものであり、その積極的な社会参加を促すことになると考えられる。

（イ）成年年齢は、いつから18歳になるのか

本改正法は、2022年4月1日から施行。この時点で、18歳以上20歳未満の者（2002年4月1日生まれから2004年4月1日生まれまで）は、その日に成年に達することになる。なお2004年4月2日生まれ以降の者は、18歳の誕生日に成年に達する。

（ウ）成年年齢の引き下げによって、18歳で何ができるようになるのか

民法の成年年齢には、一人で有効な契約をすることができる年齢という意味と、父母の親権に服さなくなる年齢という意味がある。成年年齢の引下げによって、18歳、19歳の者は、親の同意を得ずに、様々な契約を締結することができるようになる。

また、親権に服することがなくなる結果、自分の住む場所（居所）を自分の意思で決めたり、進学や就職などの進路決定についても、自分の意思で決めることができるようになる。

そのほか、10年有効パスポートの取得や、資格試験への合格等を前提として、公認会計士や司法書士などの国家資格に基づく職業に就くこと、性別の取扱いの変更審判を受けることなどについても、18歳でできるようになる。

33 <http://www.moj.go.jp/content/001253515.pdf>.

34 <http://www.moj.go.jp/content/001261887.pdf>.

（エ）酒やたばこが解禁される年齢も18歳になるのか

民法の成年年齢が18歳に引き下げられても、酒やたばこに関する年齢制限については、20歳のまま維持される。また、公営競技（競馬、競輪、オートレース、モーターボート競走）の年齢制限についても、20歳のまま維持される。これらは、健康被害への懸念や、ギャンブル依存症対策などの観点から、従来の年齢を維持することとされている。

（オ）消費者被害の拡大が懸念されているが、どのような対策をとるのか

民法では、未成年者が親の同意を得ずに契約した場合には、原則として、契約を取り消すことができるとする未成年者取消権が規定されている。当該未成年者取消権は未成年者を保護するためのものであり、未成年者の消費者被害を抑止する役割を果たしてきた。成年年齢を18歳に引き下げた場合、18歳、19歳の者は、未成年者取消権を行使することができなくなるため、悪徳商法などによる消費者被害の拡大が懸念されている。この点に関し政府は、小・中・高等学校等における消費者教育の充実、若者に多い消費者被害を救済するための消費者契約法の改正、消費者ホットラインの周知や相談窓口の充実等の環境整備の施策に取り組んできた。また今後も、「成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議」を開催して、政府全体で環境整備に取り組んでいく。

（カ）養育費はどうなるのか

子の養育費について、「子が成年に達するまで養育費を支払う」との取決めがされている場合については、取決めがされた時点では成年年齢が20歳であったことからすると、成年年齢が引き下げられたとしても、従前どおり20歳まで養育費の支払義務を負うことになると考えられる。なお養育費は、子が未成熟であって経済的に自立することを期待することができない場合に支払われるものであることから、子が成年に達したとしても、経済的に未成熟である場合には、養育費を支払う義務を負う。このため、成年年齢が引き下げられても、養育費の支払期間が当然に18歳に達するまでとなるわけではない。

（キ）どうして女性の婚姻開始年齢を18歳に引き上げるのか

婚姻開始年齢に男女差が設けられたのは、男女間で心身の発達に差異があるためとされているが、社会・経済の複雑化が進展した今日では、婚姻開始年齢の在り方に関しても、社会的、経済的な成熟度をより重視すべき状況になっており、また、社会的・経済的な成熟度といった観点からは、男女間に特段の違いはないと考えられることから、婚姻開始年齢における男女の取扱いの差異を解消することとされた。なお高校等進学率が98%を超えていること等からすると、婚姻をするには、少なくとも18歳程度の社会的・経済的成熟が必要であると考え、女性の婚姻開始年齢を18歳に引き上げることとした。女性の婚姻開始年齢の引上げも、2022年4月1日から施行される（2022年4月1日の時点で既に16歳以上の女性は、引き続き、18歳未満でも結婚することができる。）。

（ク）成人式はどうなるか

成人式は、各自治体の判断で、1月の成人の日前後に、20歳の者を対象に実施している。成年年齢が18歳に引き下げられた場合、そもそも18歳の者を対象とするのか、高校3年生の1月という受験シーズンに実施するのか、2022年度は3学年分同時に実施するのかといった問題があると指摘されている。政府は、成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議において、関係者の意見や各自治体の検討状況を取りまとめた上で情報発信し、各自治体がその実情に応じた対応をすることができるよう取り組んでいく。

（3）関係法律の整備

関係法律の規定の整備に関し法務省の公開している「成年年齢の引下げに伴う年齢要件の変更につい

て」³⁵は次のとおり説明している。

第一に、今次法改正により、年齢要件が18歳になり、そのために法律の改正が必要なものとしては、以下が上げられている。

- 登録水先人養成施設等の講師（水先法）
- 帰化の要件（国籍法）
- 社会福祉主事資格（社会福祉法）
- 登録海技免許講習実施機関等の講師（船舶職員及び小型船舶操縦者法）
- 登録電子通信移行講習実施機関の講師（船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律）
- 10年用一般旅券の取得（旅券法）
- 性別の取扱いの変更の審判（性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律）
- 人権擁護委員・民生委員資格（公職選挙法等の一部を改正する法律（2015（平成27）年法律第43号））

第二に、今次法改正により、年齢要件が18歳になるが、そのための法律の改正が不要なものとしては、以下が上げられている。

- 分籍（戸籍法）
- 公認会計士資格（公認会計士法）
- 医師免許（医師法）
- 歯科医師免許（歯科医師法）
- 獣医師免許（獣医師法）
- 司法書士資格（司法書士法）
- 土地家屋調査士資格（土地家屋調査士法）
- 行政書士資格（行政書士法）
- 薬剤師免許（薬剤師法）
- 社会保険労務士資格（社会保険労務士法） 等約130法律

第三に、今次法改正にかかわらず、20歳の年齢要件が維持され、そのための法律の改正が必要なもの（「未成年者」等の文言が使われているもの）としては、以下が上げられている。

- 養子をとることができる者の年齢（民法第792条）
- 喫煙年齢（未成年者喫煙禁止法：題名を改正）
- 飲酒年齢（未成年者飲酒禁止法：題名を改正）
- 小児慢性特定疾病医療費の支給に係る患児の年齢等（児童福祉法）
- 勝馬投票券の購入年齢（競馬法）
- 勝者投票券の購入年齢（自転車競技法）
- 勝車投票券の購入年齢（小型自動車競走法）
- 勝舟投票券の購入年齢（モーターボート競走法）
- アルコール健康障害の定義（アルコール健康障害対策基本法）

第四に、今次法改正にかかわらず、年齢要件につき20歳等の文言で規定されており、法律の改正が不要なものとしては、以下が上げられている。

- 児童自立生活援助事業の対象となる者の年齢（児童福祉法）
- 船長及び機関長の年齢（船舶職員及び小型船舶操縦者法）
- 猟銃の所持の許可（銃砲刀剣類所持等取締法）
- 国民年金の被保険者資格（国民年金法）
- 大型、中型免許等（道路交通法）
- 特別児童扶養手当の支給対象となる者の年齢（特別児童扶養手当等の支給に関する法律）
- 指定暴力団等への加入強要が禁止される者の年齢（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律）

35 <http://www.moj.go.jp/content/001261083.pdf>.

等約20法律

5. 成年年齢引き下げの影響・効果と生じる可能性のある問題の例とそれに対する対応・対策

(1) 生じる可能性のある問題の例

法制審議会の答申では、成年年齢を引下げる場合の問題点の例として以下を上げていた^{36,37}。

○契約年齢を引き下げた場合の問題点

- ・18歳、19歳の者が悪質業者のターゲットとされるなど、消費者被害が拡大するおそれ

○親権の対象となる年齢を引き下げた場合の問題点

- ・自立に困難を抱える18歳、19歳の者の困窮の増大
- ・高校教育における生徒指導が困難化するおそれ

また同答申は、同審議会民法成年年齢部会が成年年齢引下げ最終報告書において、成年年齢の引下げに際して取るべきと指摘した施策として以下を上げている。

○消費者被害が拡大しないための施策の充実

- ・消費者保護施策の充実
- ・消費者関係教育の充実

○若年者の自立を援助するための施策の充実

○高校教育の生徒指導上の問題点の解決

○一般国民への周知徹底等

(2) 対応・対策

ここで上げられたうち、第一に契約年齢を引き下げた場合の問題について政府は、上記成年年齢引下げ最終報告書が指摘したとおり、消費者保護施策や消費者関係教育を実施している。

具体的には、2016（平成28）年9月消費者庁長官は、内閣府に設置されている消費者委員会宛てに、民法の成年年齢が引き下げられた場合、新たに成年となる者の消費者被害の防止・救済のための対応策につき意見を求めた。これを受けて同委員会は、成年年齢引下げ対応検討ワーキング・グループを設置し、合計14回の会議において、31の有識者・関係団体・関係機関・関係省庁等からヒアリングを実施した後、2017（平成29）年1月報告書を取りまとめ、同報告書の内容を踏まえ、消費者委員会本会議で、消費者庁長官宛てに回答した³⁸。

当該報告書は、成年年齢を引き下げるものとする民法改正を実施する場合、新たに成年となる18歳、19歳の消費者被害の防止・救済のためには、本報告書を踏まえた消費者教育などの充実や制度整備等の検討が必要とし、具体的には、新たに成年となる者に対し、①十分な消費者教育がされるまでの準備期間を確保すべき、並びに②消費者被害の防止・救済のための相談体制の強化、制度整備などの措置が実施されるために必要な期間を確保すべき、とした。

なおこの点に関し、2018（平成30）年4月16日の成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議において消費者庁は、「民法の成年年齢の引下げに対応した消費者被害の拡大防止等のための施策」に関する資料³⁹を提出し、成年年齢の引下げに際し次の対応に取り組むとしている。

36 [http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kenpou.nsf/html/kenpou/120223houmu-siryou.pdf/\\$File/120223houmu-siryou.pdf](http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kenpou.nsf/html/kenpou/120223houmu-siryou.pdf/$File/120223houmu-siryou.pdf); https://www.cao.go.jp/consumer/history/04/kabusoshiki/seinen/doc/160920_shiryou1.pdf; <http://search.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000150591>。

37 ここで挙げる問題点に関連して、成年年齢引下げ後は、18歳、19歳の者が民法第5条第2項の定める未成年者取消権の対処から外れることが上げられる。

38 <https://www.cao.go.jp/consumer/history/04/kabusoshiki/seinen/index.html>; https://www.cao.go.jp/consumer/iinkaikouhyou/2017/doc/20170110_seinen_gaiyou.pdf。

39 <http://www.moj.go.jp/content/001256628.pdf>。

- 若年者の自立を支援する消費者教育の充実
- 社会生活上の経験の不足する若年者の被害事例を念頭に置き、消費者契約法の取消権追加などの制度整備等
- 消費生活相談窓口の充実及び消費者ホットライン188の周知

第二に若年者の自立を援助するための施策の充実に関し、当該関係府省庁連絡会議において提出された「若年者の自立支援について」⁴⁰においては次の支援が紹介されている。

＜キャリア形成支援＞

- ニート・フリーター等の若者の社会的・経済的自立に向けた支援
 - ・地域若者サポートステーション・わかものハローワーク等において、就職実現に向け課題を抱える若者に対するきめ細かな就労支援等を実施
 - ・ひきこもり地域支援センター等において若者を含むひきこもりの方に対する相談支援、関係機関と連携した訪問支援を実施
- 学生アルバイトの労働条件確保対策、労働法に関する教育、周知啓発
 - ・「労働条件相談ほっとライン」を設置し、夜間・休日の相談を受け付けている。
 - ・「労働条件相談ポータルサイト」の運営を通じて、労働基準関係法令や事案に応じた相談先等の情報提供を行っている。
 - ・若い世代の働く方を対象とした、労働法制についての分かりやすいハンドブックの作成や大学・高校等に対する講義の実施等による労働法の基礎的な知識の周知

＜困難を有する子供・若者への支援の推進＞

- 社会的養護における家庭養育の推進及び自立支援
 - ・特別養子縁組や里親等の家庭養育を推進
 - ・児童養護施設入所児童等に対する学習支援などを実施
 - ・児童養護施設等を退所した児童等を対象に、必要に応じて、22歳の年度末までの間、日常生活上の援助や生活指導、就業支援などを行う社会的養護自立支援事業や児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を実施
- ひとり親家庭や生活困窮世帯の子どもへの支援
 - ・子どもの居場所づくりなどの子育て・生活支援、学習支援などの総合的なひとり親家庭支援を実施
 - ・生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子どもに対する学習支援を実施

第三に高校教育の生徒指導上の問題点の解決に関し、当該関係府省庁連絡会議において文部科学省から提出された「若年者自立支援に関する文部科学省の主な対応について」⁴¹は、キャリア教育、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、家庭教育支援、主権者教育・法教育の各項目に関して現状と今後の対応の方向性について説明している。

なお当該関係府省庁連絡会議においては、以上を包括して、若年者の消費者教育・消費者保護や若年者自立支援のほか、与信審査、改正民法の周知活動、成人式の時期や在り方等の成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する事項についての工程表⁴²が作成され、個別具体的な対応が行われている。

6. 若干の検討

（1）民法の成年年齢引下げの意義

太政官布告第41号が制定された当時日本では、個別の社会が平行して国内に存在する状態にあったことに起因し、様々な年齢が成年年齢とされていたが、明治維新を契機に日本の社会が統合されるのに伴い、統一的な成年年齢を定める当該布告の制定が求められた。これは換言するならば、日本全体を一つとする

40 <http://www.moj.go.jp/content/001256639.pdf>。

41 <http://www.moj.go.jp/content/001256638.pdf>。

42 <http://www.moj.go.jp/content/001268554.pdf>。

日本社会を構築するにあたり、その中心的役割を果たす者としての「成年者」を誰にするのかを明確にするための基準が求められ、これを策定した者がそれを意識していたかどうかは不明であるが、このような問題意識に答えたのがこの太政官布告であったと解される。

直接的に当該布告がそれに答えるものとして規定されたわけではないが、当該布告に関する元老院の議論では、「人生年齢何年ニ至レハ普通ノ公権ヲ有シ普通ノ義務ヲ負担セシメテ何程ノ権利ヲ与ヘテ至当ナルヤヲ」議論すべきとの問題意識が示された。またこれに先立つ元老院に審議を求める文書では「幼丁ヲ別ツ早ニ過ル時ハ人ノ子ヲ賊フノ患アリ晩ニ過グル時ハ其人ノ独立ト勉強トヲ妨害シ保護ノ道却テ束縛ノ具トナル」ということが指摘されている。

これらの問題意識のうち前者は、国民のライフステージと国民の権利義務の関係を考える必要があるという指摘と解される。また後者は、ライフステージの早すぎる時期に個人を政務に関与させるあるいは政務に関わる義務を負わせると、当該国民の人生を損なうことになり、また逆にそれが遅くなると、そのことが個人の独立等を妨害し、保護するつもりが束縛の道具となる、という指摘と解される。

今次成年年齢引下げにかかる民法の改正においても、上記の太政官布告制定の際の問題意識を当てはめることができる。すなわち前者の問題意識との関係では、今次成年年齢の引下げによっては18歳、19歳の個人と国家や社会との関係が変わることになると解されるが、それがこれらの者のライフステージにおける段階との関係で適切か、ということが評価されるべきことになる。また後者の問題意識との関係では、先の国民投票法並びに公職選挙法に係る投票年齢あるいは選挙年齢の引き下げとの関係も含めて、成年年齢の引下げが適切に行われ、個人の人生を損なうあるいは個人の独立を損なうことになっていないかが評価されるべきということになる。

まず前者の18歳、19歳の個人と国家や社会との関係が変わることになる点については、前述の法制審議会民法成年年齢部会が発出した成年年齢引下げ最終報告書によるならば、今次成年年齢の引下げに係る民法の改正によって我が国は、「若年者を将来の国づくりの中心にしていくという、国としての強い決意を示し、またさらに、同報告書の説明によるならば、そのように将来の国づくりの中心になる「18歳に達した者が、自ら就労して得た金銭などを、法律上も自らの判断で消費することができるようになるなど社会・経済的に独立した主体として位置づけ」を得て活動することができるように、より具体的には、18歳、19歳の者が、政治に参加していることを実感できるようにするために、取引の場面など私法の領域において、自己の判断と責任において自立した活動をすることができるよう、民法の成年年齢を18歳に引き下げた、というのが、今次民法改正の意義と理解できる。

換言すると今次民法の成年年齢の引下げは、少なくとも国側の理解としては、選挙年齢が18歳に引き下げられたことを受け、有権者となった18歳、19歳の個人が、その判断を十分に自由にかつ自立して行うことができるようにし、またその判断の結果を自らの人生により十分に反映することができるようにするために、市民社会における社会的・経済的なフルメンバーシップを認めることとした、という意義を持つものと解される。

（2）成年年齢の引下げの影響

次に後者の、このように市民社会における社会的・経済的なフルメンバーシップを認めることが、18歳、19歳の個人にとって、どのような影響を与えるか、より具体的には、当該成年年齢の引下げが、18歳、19歳の個人にとって早すぎたり、遅すぎたりしていないかが問題となる。

この点については、たとえば成年年齢引下げ最終報告書においては次の指摘がされている。「現代の若者は「大人」としての自覚に欠けているという指摘があり、民法の成年年齢を18歳に引き下げれば自然にこのような問題が克服されるとは考えられない。また、民法の成年年齢を引き下げると、消費者被害の拡大など様々な問題が生じるおそれもある。したがって、民法の成年年齢の引下げの法整備を行うには、若年者の自立を促すような施策や消費者被害の拡大の恐れ等の問題点の解決に資する施策が実現

されることが必要である。』⁴³

同様の指摘は法制審議会から法務大臣に対する答申でもされた。

このような経緯を受け今次法改正では、第一に、法律の整備においては、20歳の年齢要件が維持され、そのための法律の改正がなされる等、機械的に一律に成年年齢を引き下げるのではなく、個別の法律の意義等を踏まえ、具体的な状況に応じて20歳の年齢要件が維持される等の対応がなされた。また、上記の通り、成年年齢引き下げの影響・効果と生じる可能性のある問題に対しては、それぞれに対する個別具体的な対応・対策が取られることとされ、さらには、関係府省庁連絡会議を設置するなどこの点に関する対応をするための体制の整備もされている。

このような対応は、具体的な現実・現場の状況を踏まえた合理的な判断と解される。またこのような対応が十分に機能するかは、具体的にこれらの業務等に関与する者のパフォーマンスにもより、また今後課題が生じた際には、さらなる対応が求められることになると解される。なおこの点に関し、上記に引用したとおり、太政官布告制定の際には「晩二過グル時ハ其人ノ独立ト勉強トヲ妨害シ保護ノ道却テ束縛ノ具トナル」との指摘がされている。「現代の若者は「大人」としての自覚に欠けているという指摘」への対応策が、かえって個人の束縛の具とならないように留意することが肝要と思われる⁴⁴。

(3) 婚姻適齢

今次法改正では、婚姻適齢に関し、女性の婚姻適齢が16歳から18歳に引き上げられた。

この点に関し、いわゆる旧民法第30条が定められた当時「政府は夙に醫科大學をして之が調査を為さしめ醫科大學は本邦及び外國に於ける種種の統計と學者の意見とを参照し詳密なる研究を為したる後」に女性の婚姻適齢を16歳と定めた、とされている。

これに対し1996（平成8）年2月法制審議会は、婚姻適齢について、肉体的成熟度よりも社会的・経済的成熟度を重視するべきとして、男女とも満18歳とするべきとする「民法の一部を改正する法律案要綱」を総会で決定し法務大臣に答申した。法務省がWebで公開しているQ&Aによれば、この点は今次法改正でも引き継がれていると解される。なお改正のこの点については、女子差別撤廃条約・子どもの権利条約等との関係で、国際社会からの懸念が示されていること等を踏まえた対応とも解される。

他方で統計上例えば、2016（平成28）年度の統計によれば、平成22年に1698人、平成27年に1357人の16-17歳の女性が我が国では婚姻している⁴⁵。これらの婚姻が、女子差別撤廃条約一般勧告第21号でいう「婚姻し子を持つことは、その健康に悪影響を及ぼし、教育は妨げられる。その結果として、女性の経済的自立が制限される。」あるいは「このことは、女性の人格に影響を与えるばかりではなく、女性の技術の発展及び自立を制限し、雇用へのアクセスが困難になる。それにより、女性の家族及び共同体に悪影響を及ぼす。」というような婚姻とされるのか、また、これらの婚姻のうちに当該勧告第21号が指摘するような婚姻があるとしても、それによって現実に存在する16-17歳の女性を一方配偶者とするそれ以外の婚姻を認めないこと以外により制限的でない政策はないのかを検討されたのかは、憲法24条との関係も含め、気

43 25頁。

44 この点に関連して「民法草案人事編」の理由書が以下のとおり（下線部分）述べていることは興味深い。
「本条ハ私権ノ行用ニ関スル年齢ヲ定ムルモノニシテ之ヲ満二十年ト為シタリ各人ノ智識ハ其発達ヲ異ニシ多少ノ遲速アリト雖モ何人ト雖モ相当ノ年齢ニ達セサレハ其財産ヲ管理シ他人ト契約スルニ充分ノ能力ヲ有スヘカラス然レトモ各人ノ智識ニ從ヒ其成年ヲ異ニシテ穿鑿ヲ得サルヲ以テ一定ノ年齢ヲ定メサル可ラス
仏國ニテハ之ヲ満二十年ト為シ英國ニテハ滿二十五年ト定ム今之ヲ満二十年ト為シタルモノハ現行法（筆者注：明治9年太政官布告第41号のこと。）ニ拠ルモノナリ此年齢ニ達シタル者ヲ成年者ト云ヒ之ニ達セサル者ハ即チ未成年者ナリ尤モ滿二十年ハ一般ノ成年ニシテ或ル場合ニ於テハ之ニ從ハサル事アリ例ヘハ遺囑及ヒ婚姻ハ二十年未滿ノ者ト雖モ之ヲ為スヲ得ルカ如シ」（https://waseda.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=31306&item_no=1&page_id=13&block_id=21）（上巻スライド46枚目第4条部分）。

45 厚生労働省「平成28年度 人口動態統計特殊報告「婚姻に関する統計」の概況」23頁（<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/tokusyuu/konin16/index.html>）

になる所ではある^{46, 47, 48}。

（４）今後の方向性

太政官布告第41号から今次法改正に至るまで共通する問題意識は、だれを将来の日本の国づくりとそこにある社会の構築の中核にある者とするか、ということであった。

ところで、国づくりや社会の構築に関与するには、その能力やその意思が重要な要素となるが、この点に関し、実際に国家や社会に所在する各個人の能力や意思は多様である。もちろんこのような、国家を構成する各個人の持つ多様性すべてを踏まえた国家制度・法制度を構築することは、そのための手間やコストを考えると困難とも考えられる。しかしながら、それら各個人の能力や意思をより効果的に踏まえる制度を設計することにより、国家はより良い国家になり、また国家を通じた自己実現の可能性も含めて、より良い幸福追求のための機会を各個人が得ることができるとも考えられる。このように国家を構成する各個人の多様性を踏まえて考えると、成年年齢の引下げに係る民法改正に係る今後の取り組みも含め、将来的には、より細かく各個人の能力や意思を踏まえて、国家とそれを構成する各個人の関係を形成・構築できるようにする制度を設計することが望ましいと考える。

またこの点に関し、いわゆる旧民法制定前に行われた調査で成年年齢が15歳等とされたことに関し、このようにされたのは、身体的成熟が一人前として認められる主な基準となっていたから、とする指摘と同時に、20歳成年制度は、成年の時期を大人の「始まり」の時期から大人として「完成する」時期へと変えたものと指摘し、20歳成年制度は成年の基準だけでなく、成年になるプロセスを変えたとする指摘がある⁴⁹。この指摘では、現代社会は若者を大人として扱いつつ、大人としての経験を積ませる修業期間と、そのための社会的仕組みを失った社会だとされる。

この点に関し、先の国民投票法並びに公職選挙法の改正並びに今次法改正に際しては、主権者教育や消費者教育の教材が作られ、主に高等学校を通じてそれらの教育が行われることとされ、実施されている。このこと自体は必要なことであり有益であって、このような教育が、上述の大人としての経験を積ませる修業期間の代替となっている、と考えることも可能なかもしれない。

他方で教育の現場では、このようないわば現実の社会への即対応のためのマニュアル的な教育の負担により時間がとられ、本来的に教育で行うべき、学校教育終了後の数十年の人生において使うために身につけるべき事項についての教育の時間が削減されることについての懸念や、主権者教育や消費者教育と称する実務に関するノウハウについて、それらの専門的知見のない教員が教育することに対する懸念が示さ

46 この点に関連して2018年5月7日の資料として、藤戸敬貴（国立国会図書館調査及び立法考査局行政法務課）「民法の成年年齢・婚姻適齢・養親年齢」調査と情報—ISSUE BRIEF—第1003号12頁（2018年5月7日）（http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11072142_po_1003.pdf?contentNo=1&alternativeNo=）。本資料では、近年では、完全婚姻年齢に達しない者の婚姻を制限する国が増えていく旨が指摘されている。ただし、この点に関し、ヨーロッパでは、成年年齢が婚姻適齢の原則である国が多いが、18歳未満の者にも例外的に、父母の同意、裁判所の同意、あるいは、両方がある場合に、婚姻を認める国が多く見られることが指摘されている（なおこの際には、妊娠等の重大な理由の存在を求める国があることが指摘されている）。二宮周平編集『新注民法（17）親族（1）』109頁（高橋朋子）（有斐閣 2017）。

47 なおこの点について、今次法改正により16歳から17歳の女性の婚姻を認めないとした場合であっても、これまでの統計に基づく、実際上はそのような関係を求める状況は継続する可能性がある。それらの関係が、本文で紹介した女子差別撤廃条約一般勧告第21号で指摘されているような問題を含む関係であるならば、そのような関係はむしろ是正されることが望ましいと考えられるが、そうでない場合には、結果として従前ならば婚姻関係が構築できたものを内縁関係とすることを余儀なくさせることになることから、必ずしも内縁関係が婚姻関係に劣後するわけではないのかもしれないが、この点はやはり気になる点ではある。

48 この点に関し成年年齢引下げ最終報告書は、「現代の日本の社会は、急速に少子高齢化が進行していることと、我が国の将来を担う若年者には、社会・経済において、積極的な役割を果たすことが期待されている。」とし、これが国の「若年者が将来の国づくりの中心である」という強い決意」の内容としている。このような考え方と、婚姻適齢の引上げの政策との関係は、16歳から17歳の女性を一方当事者とする、「両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持」されようとしている婚姻を社会的に支援する政策の実現の可能性も含めて、十分な検討が必要と考える。

49 広井多鶴子「改めて考える「成人」の意味—大人の「始まり」としての18歳成人制度へ」月刊高校教育第51巻11号29頁（2018）。

れている⁵⁰。

現実の社会ですぐに役に立つことを学校教育で教えることが一概に否定的に評価されるものではないとも考えられる。しかしながらそれらは、あくまでも即応的な対応のための知見・情報の伝達であって、教育を受ける者がより豊かで望ましい人生を生き抜くための知見や能力の育成とは必ずしも一致するものではない。先進国の教育のうちには、そのようなノウハウ的な教育よりも、個人の人生を通じて有意義な知見や技術を教育することに重点を置いている国もあることを踏まえると、このような傾向についてどのように対応するかに関し検討することは重要で、必要と思われる。

おわりに—国家と成人

実際にその目標を達成できているかはともかく、近代福祉国家は「ゆりかごから墓場まで」の国民等の人生における厚生の上を目指して、あるいは少なくとも国民の「最大多数の最大幸福」を目指して、その政策を策定し実施する。

この際、例えば一部のいわゆるレンティア国家でない限り、租税負担を含むその政策の策定・実施にかかる費用等を負担するのは、基本的には、その国民であり、その政策策定に関わる政治家を含む公務員を選定し、また国家を構成することから生じる公務を負担するのも国民である。そしてその国民のうち、国民としての負担、具体的に日本国憲法を前提とするならば、租税負担、勤労の負担、子女を教育する負担を、国民の中核になって負うのは成人であり、またさらに、先述の公務員の選択を含む公務の実施の中核を担うのもまた成人である。

その意味で、国民等の国家を構成する者のうち、だれを成人とするか、また成人の権利と義務をどのようにデザインするのは、国家自体の維持・発展にとって具体的に重要な問題である。

他方で個人の観点からみると、その能力・意思を超えて国家の構築に関与することは、基本的には、個人にとって可能な選択肢ではなく、個人が望む選択肢でもないと思われる。また他人に依存することを望みそれで満足する者も少なからずいるかもしれない。しかしながら、国民である個人にとって最も望ましい国、自らの幸福の追求を最良の形で実現することを可能にする国を構築する方法は、国民である各個人が、自らの意思に基づいて、自らの能力に応じて、その国の構築に関与し、自らが望む国の形を実現することである。

この意味において国家と個人の意図・望む方向性は一致し、このような国家と個人の関係、具体的には、国家と個人の分業体制・役割分担や国家に所属しそれを構成する個人間の分業体制・役割分担をバランスよくかつ効果的に実現するのが憲法をはじめとする国家の法体系の役割と考える。

参考文献

田中治彦他『18歳成人社会ハンドブック』明石書店（2018）

辺見紀男他『民法成年年齢引き下げが与える重大な影響』清文社（2017）

日本子どもを守る会『子ども白書』本の泉社（2016）

50 この点に関し、「即応的な対応のための知見・情報の伝達」か「豊かで望ましい人生を生き抜くための知見や能力の育成」について、実体的な時間の制約から、あれかこれかの選択を考える、という考え方もあるかもしれないが、実際には、例えば前者については、次のような考え方もあると思われる。

- 「即応的な対応のための知見・情報の伝達」のためには、人と人との対話によるコミュニケーションを通じた教育というよりは、わかりやすく、効率的で、効果的な伝達が効果的であり、このためには、紙媒体を通じた講壇形式の授業よりも、インターネットやコンピュータを通じたCBT（Computer Based Training）あるいはNBT（Network Based Training）方式の教育の方が、効率的で効果的と考えられる。
- 「即応的な対応のための知見・情報の伝達」による消費者教育の対象とされている事項については、消費者に対する教育による対応ではなく、立法や行政による対応がより合理的な場合があり、そのような観点から、社会全体として、合理的な対応の可能性を含めて、具体的なオプションを考える必要がある。

平田厚『成年年齢』ぎょうせい（2009）

<雑誌の特集>

ジュリスト第1392号（2010.1.1-15）（【特集】民法の現在——債権法改正・成年年齢下げ）

法律のひろば2018年10月号（特集：民法改正（成年年齢下げ）の影響～「18歳成人」のこれから～）

月刊高校教育2018年10月号（特集：成人年齢引き下げと高校教育）

都市問題2007年7月号（特集1：法は「18歳」をどう見ているのか）

<政府の主要関連 Web>

（政府広報オンライン）

「18歳から“大人”に！成年年齢引き下げで変わる事、変わらないこと。」

（<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201808/2.html>）

（法務省）

「民法の一部を改正する法律（成年年齢関係）について」

（http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00218.html）

「民法（成年年齢関係）改正 Q&A」

（<http://www.moj.go.jp/content/001261887.pdf>）

「成年年齢下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議」

（<http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900355.html>）

「民法成年年齢部会」

（http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi_seinen_index.html）

（消費者庁）

「社会への扉—12のクイズで学ぶ自立した消費者—」

（http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/public_awareness/teaching_material/material_010/）

（文部科学省）

「成年年齢下げ等を見据えた環境整備について（通知）」

（http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1407515.htm）

（内閣府）

「成年年齢下げ対応検討ワーキング・グループ」

（<https://www.cao.go.jp/consumer/history/04/kabusoshiki/seinen/index.html>）

（日本大学非常勤講師）